

# 事件処理に要する実費等について

サンデー法律事務所

弁護士 木下 明彦

- 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬（別紙「弁護士の報酬に関する基準規程」によるものとします。）とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができるものとします。
- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができるものとします。
- 3 弁護士は、出張のための交通機関及び宿泊施設について、時間対効果、費用対効果を考慮したうえで、合理的なものを利用するものとします。